

「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」の概要  
 【金融審議会金融分科会金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ報告】(平成25年1月25日)

《国際的な潮流への対応》

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意。



国際的な流れを踏まえて、市場の著しい混乱を回避し、金融機関の秩序ある処理を実現する枠組みを整備する。

- 対象 : 金融業全体
- 認定の手續 : 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が必要性を認定
- 発動要件と措置内容 : 市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合に、預金保険機構の監視の下、流動性供給・資金援助等の措置
- 資金調達・費用負担 : 資金調達に政府保証を付し、万一損失が生じた場合は、金融業界の事後負担が原則。例外的な場合には、政府補助も可能

外国銀行支店に対する規制の見直し

外国銀行支店は、現地法人や国内銀行と同等の業務が可能である一方、資本金に対応する規定のような健全性確保のための規制が課されていない。



外国銀行支店に対し、免許付与の審査基準の明確化や、国内銀行の最低資本金に相当する金額の積立ての義務付け等を行う。

大口信用供与等規制の見直し

銀行等(グループ)による特定の企業(グループ)に対する貸出等の信用供与等が、銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止。我が国の規制は、国際基準と乖離しており、IMFからも規制の強化が求められている。



信用供与等の範囲・信用供与等の限度額等を国際基準に合わせる。

《我が国金融業の更なる機能強化》

銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5%を超えて保有することは原則として禁止。



銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。

外国銀行の業務の代理・媒介に係る規制の見直し等

国内銀行の親子会社等である外国銀行の業務に限り、当該国内銀行は代理・媒介が可能。



海外で行われるのであれば、親子会社等以外の外国銀行の業務の代理・媒介を認める。

(※)その他、海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直しも行う。